

神崎郡ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査計画について

1. 調査の目的

生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により実施が定められ、ごみ処理施設が生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測するものです。予測結果に基づき、周辺の環境の保全に必要な対策を検討し、施設建設に係る計画に反映します。

2. 調査地点ごとの調査内容

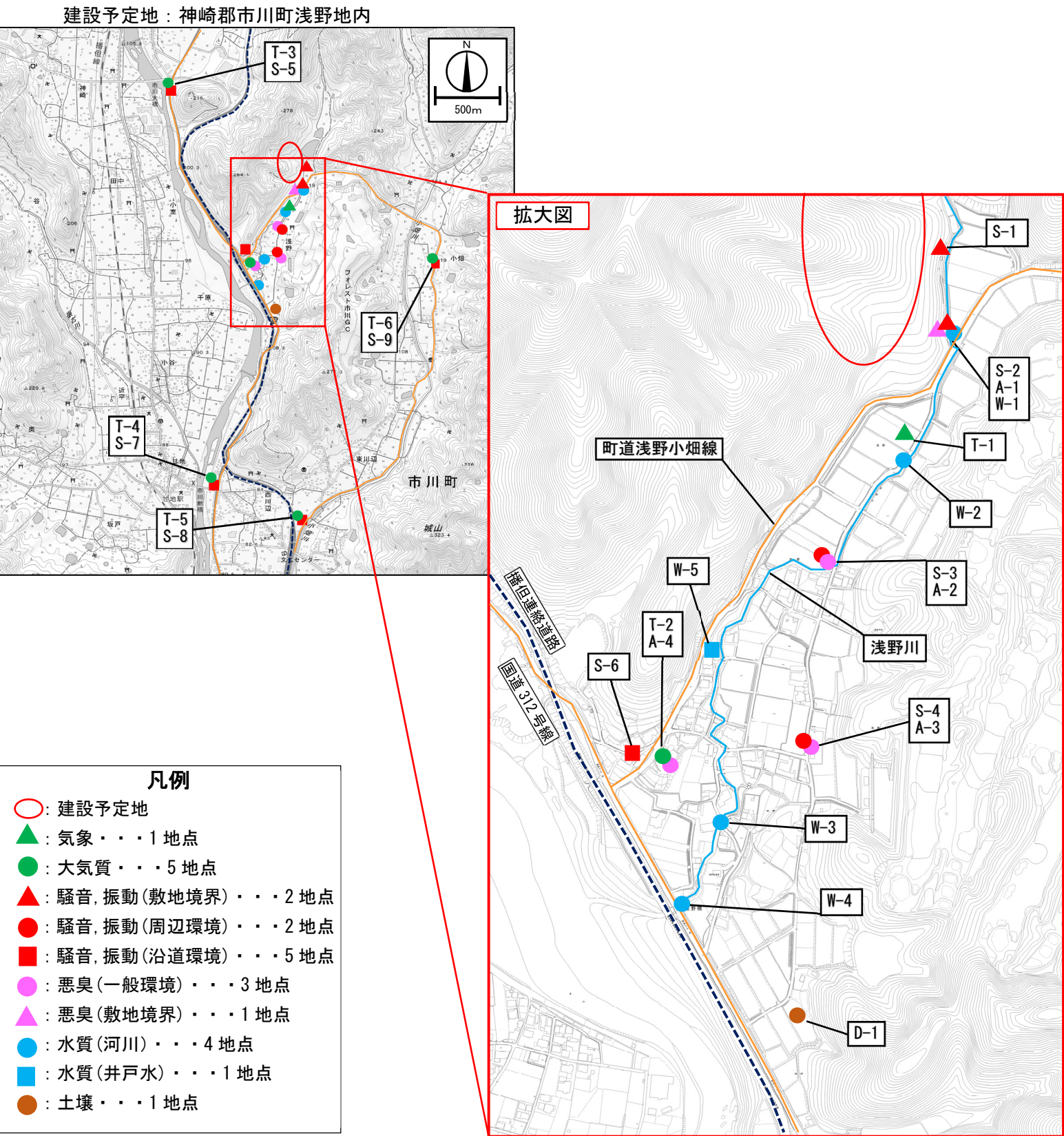
調査内容		調査地点名	備考
気象		T-1	T-1：浅野新営農組合倉庫
大気質		T-2, 3, 4, 5, 6	T-2：浅野公民館
			T-3：屋形処理場
			T-4：市川町役場
			T-5：東川辺処理場
			T-6：小畑区
騒音,振動	敷地境界	S-1, 2	
	周辺環境	S-3, 4	
	沿道環境	S-5, 6, 7, 8, 9	S-5：屋形処理場
			S-6：浅野公民館前駐車場
			S-7：市川町役場
			S-8：東川辺処理場
悪臭	敷地境界	A-1	
	一般環境	A-2, 3, 4	
水質	河川	W-1, 2, 3, 4	
	井戸水	W-5	
土壌	土壌	D-1	

備考：表中の調査地点名は現地調査地点位置図の調査地点に対応しています。

3. 現況調査時期

調査項目	令和3年				令和4年									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	秋季				冬季		春季			夏季			秋季	
大気質調査		→			→		→			→				→
気象調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
騒音、振動調査					→									
悪臭調査					→						→			
水質調査 (河川)					→						→			
水質調査 (井戸水)					→									
土壌調査					→									

4. 現地調査地点位置図



一問い合わせ先—
中播北部行政事務組合 〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本 1247 番地の 60
T E L : 0790-32-2888 F A X : 0790-32-2889